

農林水産委員會議録 第十九号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)

午後四時二十分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事 吉川 久衛君 理事 笹山茂太郎君

理事 白濱 仁吉君 理事 助川 良平君

理事 田口長治郎君 理事 中村 時雄君

理事 芳賀 貢君

赤澤 正道君 足立 篤郎君

伊東 岩男君 川村善八郎君

木村 文男君 小枝 一雄君

鈴木 善幸君 綱島 正興君

原 捨思君 本名 武君

松野 頼三君 淡谷 悠藏君

伊瀬幸太郎君 井谷 正吉君

稲富 稜人君 川俣 清音君

日野 吉夫君 久保田 豊君

出席政府委員

総理事務官(自治庁財政部長) 後藤 博君

大蔵事務官(主計局次長) 原 純夫君

農林政務次官 大石 武一君

農林事務官(農林経済局長) 安田善一郎君

農林事務官(農地局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

農林事務官(大臣官房総務課長) 藤原 文二君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

農林事務官(大臣官房総務課長) 岩隈 博君

同日

委員池田正之輔君辞任につき、その補欠として伊東岩男君が議長の指名で委員に選任された。

三月十二日

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)(参議院送付)の審査を本委員会に付託された。

同月十日

伝食研究所設置に関する陳情書(北海道島牧郡後志町村会長松実三外二名)(第三四七号)

積雪寒冷地帯臨時措置法の施行に関する陳情書(富山県議会議長岩川毅)(第三四八号)

農業施設に対する利子補給に関する陳情書(富山市表町富山信用農業協同組合連合会長理事高原耕造)(第三四九号)

国営森林雪害保険制度確立に関する陳情書(石川県議會議長横田象三郎)(第三五〇号)

愛知川ダム建設反対に関する陳情書(滋賀県神崎郡永源寺町愛知川ダム反対委員会委員長辻川金治郎外二千三百十二名)(第三五八号)

小団地開発整備事業促進に関する陳情書(東京都議會議長四宮久吉外九名)(第三七三号)

漁業権更新のための経費国庫負担に関する陳情書(東京都議會議長四宮久吉外九名)(第三七五号)

沿岸小型漁船近代化のための融資制度確立に関する陳情書(東京都議會議長四宮久吉外九名)(第三七五号)

議長四宮久吉外九名(第三七六号)

農業災害補償制度改正に関する陳情書(東京都千代田区一番町十九番地全国農業共済協会会長松村真一郎)(第三九九号)

新農業団体の設置に関する陳情書(福島県石城郡三和村三阪地区農業委員会委員長佐藤一郎外二名)(第四一五号)

新農業団体の設置反対に関する陳情書(広島県賀茂郡板城農協協同組合長久保西沢雄外三十五名)(第四一六号)

魚族保護のため水質汚濁防止法制定等に関する陳情書(東京都港区芝新橋二丁目三十六番地日本釣魚会連盟会長高橋達之助外十六名)(第四一八号)

農林規格強化合成米生産に関する陳情書(東京都中央区八重州四丁目七番地全国強化合成米協同組合理事長倉地友次郎)(第四一九号)

本日(第三五〇号)を本委員会に参考送付された。

本日(第三五〇号)の会議に付した案件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(綱島正興君外四十名提出、衆法第九号)

○村松委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立って、去る三月九日午前の委員会において、原政府委員の出席を求めておりましたが、午後の会議に出席がなかったのであります。

やむを得ず本委員会においては成規の手続を経て、議長を経由して今日の出席を求めております。この点に關しまして、委員長より原政府委員に對して、二、三お尋ねをして経過を明瞭にいたしましたと思ひますが、お答えになりますか。——なおお答えになりますときには委員長を呼んで答えていただきます。

三月九日の午前の会議は、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の審査をいたして、その際委員長より原政府委員に對して、これを本日中に上げたいのであるから出席してくれ、こういう申し出をいたしました。その際原次長に對しては、他に委員会あるいは何かの会合があるというので、できるだけ退席をしたいと思いますという申し出を委員長にせられたのであります。そこで私もそれに対応してなるべく便宜をはかってやりたいと思ひておりましたが、何分にも本日これを上げたいというので、できるだけこの席にとどまるように要求をいたしておりました。それを原政府委員は了承をせられて、できるだけさうにいたしますという答えをした。そこで私といたして質疑中の川俣清音君に對して、大蔵省に對してまだ質疑が残っておりますかというのを尋ねました。大蔵省に對しての質疑はまだ残っております。こういう答えをせられたのであります。このことは原主計局長にお聞きになっておると思ひますが、いかがでございますか。

○原政府委員 聞いております。

○村松委員長 會議の進行がさうなことまで至っておったのであります。が、質疑を午後延ばして、休憩をせられたという動議がたしか中村君より提出せられておったと思ひます。そこで委員長に對してその動議を本委員会に諮り、午後本會議散會後において質疑を継続する旨を宣告をいたしました。が、これもお聞きになっておりますか。

○原政府委員 聞いております。

○村松委員長 休憩を宣すると同時にであつたと記憶しますが、委員長に對しては、低声ではありましたが、次長に對して午後も出席をせられるように要求をいたしました。さらに次長が立ち上つて本會議場を去らんといたしました際に、委員長から大声をもって午後も出てもらいたい、こういう要求をいたしました。が、これもお聞きになっておりますか。

○原政府委員 午後も出てくれというお話は聞いております。非常に高聲であつたかどうか記憶しておりませんが……。

○村松委員長 午後に至つて本委員会に對しては、事務局を通じて主計局長の所在を確かむるためにあらゆる努力をいたしました。しかるにその際所在不明というので、遂に本委員会に出席をすることができなくなりました。やむを得ず本委員会はその上げる予定を變更して本日に至つたのであります。

○原政府委員 聞いております。

○村松委員長 聞いております。

○村松委員長 聞いております。

○村松委員長 聞いております。

○村松委員長 聞いております。

○村松委員長 聞いております。

○村松委員長 聞いております。

三月十三日

委員伊東岩男君辞任につき、その補欠として池田正之輔君が議長

の指名で委員に選任された。

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

第一類第八号

農林水産委員會議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

す。その際、午前中に午後も出席せよという委員長の要求があり、休憩の動議のうち本会議散会後において会議を継続するという動議の宣告を聞いておられます以上、もし事情があつて本委員会に出席ができないとなるならば、しかるべき方法をもって、委員会に對してかくかくの事情で出席ができないという旨を通知する、あるいは何らかの方法をとるのが妥当と思ひますが、さようには思ひませんか。

○原政府委員 突は当日午後の会議は、たしか本会議か何かの関係でいふおそくなつてお開きになつたと思ひます。出なければならぬといふつもりでおつたわけですが、ちよつと開くから出ると言われましたときは、私どもの方もいろいろ部内の会議の都合がございまして、部内で私がどうしてもおらなければならぬ会議をやりに出しておつたところをございまして、従ひましてその節お話がございまして、これは時間が急ぐので、この会議を終り次第参るからということをおし上げて、それでは終り次第来てくれというお話がございましたので、早く終つて参るつもりで会議を進めておりました(所在不明じゃないかと呼ぶ者あり)しばらくたちまして散会になつたという御通知があつたので参れなかつたのでありますが、その間の事情はそういうことで、実は来るつもりであつたのですが、よんどころない会議、しかも時間に追われた会議で、終り次第来ると申して、早く終るのに努力しておる間に、何と申しますか、こちらはお待ちになり切れずに散会になつたという次第でありますので、御承願いたします。

○村松委員長 委員のうちから不明はいかぬという発言もございまして、さような場合においては、午前の宣言を聞いた以上、そして委員長より出席の要求をせられた以上は、何らかの方法で本委員会に事情を傳達するのが妥当なる処置と思ひますが、われわれはそれに対して、あなたの処置は妥当でなかつた、かように認められるのであります。ほかに御釈明はございせんか。

○原政府委員 当日の時間的な経緯をあまりはつきり記憶いたしません、今忙しいものでございまして、非常に御迷惑をかけたという点はまことに遺憾だと思ひます。委員会にお呼び出しがあれば、せひ上ろうという気持ではおるのでございまして、いろいろな都合でさようなことになりましたのは大へん遺憾だと思ひます。

○村松委員長 以上釈明を聞きまして、どなたか……。

○芳賀委員 ただいまの原政府委員の釈明ですが、委員長が先ほど重ねて言われたことは、昨日の午後の当委員会において、原政府委員の出席を求めたけれども所在が不明ですね。あらゆる手を委員長は尽したけれども、原政府委員の所在全く不明ということで、委員会はやむを得ず散会せざるを得なくなつた。ですから今原次長のお話を聞いておると、委員会に出席の意思があつて大蔵当局において会議を開いておつた。出席しようとする意思があつたとするならば、所在を明らかにしておかれるのが当然だと思ふ。なぜそういう場合に所在をことさら不明にしたか、その理由をこの席で明らかにしておく必要がある。どうですか。

○原政府委員 私は所在をくらますよいうなつても毛頭ございせん。また当日も毛頭ございせん。事実會議をやつておりましたところに連絡が参りましたから、これは急ぐんだから、これを終つてから行きたいということ政府委員室の方に連絡をいたしました。従ひまして所在が不明であるかのよう委員室の方で感じられたとすると、何かの行き違ひではなからうかと思ひます。

○芳賀委員 この点は今後も非常に重要な点だと思ふのです。特に指摘したい点は、急傾斜法案は、これは議員立法なんです。大蔵当局というよりもむしろ大蔵当局の議員立法に対する態度というものは、われわれとして相当見のがすことのできない諸点がある。もしあの法律が政府提案の法律案であつた場合には、おそらく原政府委員においても昨日のごとき態度はとられなかつたといふふうにはわれわれは考へておる。これが議員立法であるか、あるいは政府並びに大蔵当局において好ましくない法律案であるからという意識が働いて、昨日のような不誠意な態度をとられたのではないかとわれわれは即断しておるのです。委員長におかれても、当委員会において正式発言として、あらゆる努力を尽したけれども原政府委員の所在が全く不明であるので、遺憾ながら本日は散会するということを宣言された。そういうことになると今あなたが言われたように、會議をやつておつて、これが終れば出席するという意思を政府委員室から伝えた置くことはできないのです。それで委員長を通じて申し上げたい点は、そう

○村松委員長 原主計局次長に對してこれを明確にすることは、この際妥當でないと思ひますが、委員長よりお答えしたすことのできません。事務局をして数回にわたつてその所在を捜索と言つてはどうかと思ひますが、捜索をさせました。しかるにそのつどむなしく帰つて参りました。どうしてもその所在をつかむことができませんという答えでありましたので、それを信じてそのまま委員会に御報告を申し上げたのでございまして、なお時あたかも急傾斜地帯の法律案において、議員提出の法律案を政府において輕視する傾向があるのではないかと議論を盛んに繰り返しておられ、それを原主計局次長は直接聞いておられたはずでありますので、この点はあらためて証明も要らぬことだと思ひますので、以上お答えを申し上げます。この件の処置については委員長に一つおまかせいただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 私は一点お尋ねしたい。事務局というものは、国会におけるところの問題があつて、あなた方はものを考えていかれるのだから、私はこう思つておるのです。あなた方は、そうでなくして、あなた自身方が國會を云々すると思つていらつしやるの

か。私は少くとも法案なり予算の審議というものは国会にその権限があると申つておる。従つて実際に法律化されていった場合でも、国会において定められたことをあなた方は履行する立場にあるのだからと思ふ。私はそう思つておるのです。あなた自身はどういう考へ方を持つておられるのか、これは基本的な重要な問題です。その点に關してあなたはどういうお考えを持つていらつしやるか、お聞きしたい。

○原政府委員 國會できめられました法律を守るか守らぬかということには非常に明白なことだと思ひます。当然守つてやつていくべきだと思つております。

○中村(時)委員 それではお尋ねしますけれども、今言つたように、あなたはその当日は出ていらつしやつた。その内容も知つていらつしやつた。ちよつとあの日の會議の席上では、それから継続することも御存じの上です。しかるにあなた自身が——今言つたように委員長が八方手を尽して、流会になつてゐる。口では私の不徳でございまして言えるかもしれない。しかし口で言うことはどうでも言えるのです。自分が腹を下しておつても、腹は下しておりませんとも言えるのです。そこであなたは今後どういふふうにして処置をとるか、その責任としての腹がまえ、お考えを承わりたいと思ひます。

○原政府委員 私、突は当日行方をくらましたり、わざと出ないというふうな気持は全然ありませんでした。九日、金曜日午後は、たしか私の方は二時くらいまで主計官會議を部内でやつておつたと思ひます。そのあと、ただいま申しました會議までどこに行つて

○中村(時)委員 私は一点お尋ねしたい。事務局というものは、国会におけるところの問題があつて、あなた方はものを考えていかれるのだから、私はこう思つておるのです。あなた方は、そうでなくして、あなた自身方が國會を云々すると思つていらつしやるの

おったか、ちよつと思ひ出せませんが、逃げたり、所在をくらましたりというような気持は毛頭なかつたのであります。私が今記憶しております最初の連絡は、その会議を始めてからあつたのであります。そのときは大分おそろひさいまして四時ごろであつたと思ひますが、会議が終つてから行くから少し待つてくれと言つて、早く終ろうという努力をしておつたわけでありました。そうしたら間もなく散会してしまつたというお話なので、決してそういうつもりでやつたのではございませぬと思ひます。その辺一つおわかり願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 それでは百歩を譲つて、あなたのおっしゃることを了としたしましても、しかし、その間におけるところの当委員会は、二時間以上にわたつてじつとしておつたわけですから、そうするとあなたは、今言つたように、そういうことを聞いておきながら、帰つてその後自分がどういふことをしておつたかちよつと記憶がないというやうなあいまいなことでは、すなわちそれは、それほど重要な問題ではなかつたといふことである。もしもそれがそれほど重要であるならば、その間の二時間ぐらいのことは、少くともあなた自身がどういふ行為をしたかといふことが的確にわかるはずで、その行為がわからないといふやうな発言をして、おいてそれでその責任がとれるかどうか、これは大きな問題になつてくる。私は過去のことは申しませんが、しかも今後において—あなたは少くとも次長でしょう。次長であるならば、係も持つておられるはずで、自分の出処進退について、いつどこにどうし

ておるかといふことはわかつておるはずである。またわからせるやうにするのがあなたのお立場である。それをあなたがないがしろにしておるといふことはあなたの怠慢以外の何ものでもない、私は少くともそう思う。しかもこの重要な審議の過程において、今言つたやうに、議員提案のものがないが、おる最中です。当然そのことは委員からも追及されておる。そういう疑義を持つていろいろな問題がここにかもし出されておるときに、あなたはそういうふうでなくて、善意に解釈しておつても、結果において現われてくる行為が、そういうふうな行動になつた場合には、結局あなた自身の責任を追及されるのは当然のことです。何ばあなたにどんな要件があつても、実際にあなたにそれがだけの責任を果しておらないといふことにおいて、これはどんな言いわけをしようにも言いわけにはならないと私は思ひます。あなた自身の今後の態度について、少くとも自分の出処進退は常に明確にしておくといふことの約束ができるかどうか、この一点をお聞きしておきたい。

○原政府委員 おつしやる通り、どこにおるかといふことは当然明らかにしておかなければならぬと思ひます。そういうふうにいふたいと思ひます。

○中村(時)委員 ということは、言いかえれば議員立法に対するところの責任なり、その問題の観点を十分に認識され、今後十分にそういう認識の上で立つたところの取扱ひをするといふことを意味するものだと私は思つておられます。そういう意味においての発言をしておるわけですか、もうこれ以上今ま

でのごことは追及いたしません、今後十分は気をつけられるやうに願ひたい。まあそれはあなたに重要な人物であるとも言える。だからその点は非常にお喜びになつてもけっこうだと思ひます。

○村松委員 本件に関する処置は委員長に御一任を願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員 此の際原主計局次長に申し上げます。政府委員が国会に出席するのは義務であります。この間のあなたの処置は妥当を欠いておると認められますので、この際今後さういふことのないやうに嚴重に注意をいたしておきます。以上。

○村松委員 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。質疑を続けます。川俣清音君。

○川俣委員 昨日に引き続き質疑を続行したいと思ひますが、これは大蔵当局にお尋ねいたします。本来であれば大蔵大臣の出席を要求いたしておるのでありますが、原政府委員が見えておりますので、大臣にかわつて御答弁を願ひたいと思ひます。原政府委員で答弁できない点は、あらためて大蔵大臣と相談の上で御答弁願ひたいと思ひます。

原政府委員は、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の延長に賛成だといふ御意見でございましたが、それはもちろん昭和二十七年五月七日、法律第三百三十五号、これに賛成だといふことだと思ひますが、あわせてこれが延長になることも賛成だ、こういうふうな理解してよろしいかどうか、この点をお尋ね

いたしました。それが第一点。

第二点は、本法の目的は「すみやかに且つ総合的に整備して農業生産力を高め、もつて農業経営の安定と農民生活の改善とを図り」ところである。法律の中にすみやかにこれを実行しなければならぬといふやうな規定をしたことは少ないです。これをどう解釈されますか、この二点。

○原政府委員 延長法案には賛成でございます。

基本の臨時措置法につきましては、当初御提案になりましたときにも申し上げたと思ひますが、必ずしも百パーセント賛成だとは率直に申し上げられませんが、と申しますのは、やはり先般もお話のありました土地改良法、一般法に対する特殊法が、どんな形でできるか、各局部のバランスがどうなるかといふことにつきましても、もちろん御提案の方々も十分お考えのことと思ひますけれども、特にたいまお話の「すみやかに」とか、あるいはもつと強い拘束になりますと、特定の額をというやうな、そういう立法はまだないのでありますが、非常に強い拘束があるやうになりますと、財政全般の可能性ではおさまらないといふやうな問題になつて参ります。その辺非常に苦心を要する点ですので、特殊な地域立法については、全体の財政の見地を考へますと、何か全体としての調整が要するんじゃないかといふやうな感じを突は持つておるわけでございます。従ひまして、第二段の「すみやかに且つ総合的に整備して」といふこの法律の第一条の目的の解釈としては、もちろんその通りすみやかに、かつ総合的に農業生産の基礎条件を整備

するんだといふふうな讀んで参らなければいかぬと思ふのでございしますが、それを實際にたとへば予算なら予算に移して参るといふ場合があります、もちろん他の要求と競合いたしたしますので、その辺の調節が實際問題として必要になるといふことであるかと考へております。

○川俣委員 原政府委員としてこれは重大な発言ですよ。できた法律を、これには反対だといふやうな意向があることは、重大なことですよ。今後できる法律についてはあなたの意見を述べることは、これは自由でありましょう。そこに法律の根本がある。いやしくも間違つていゝであらうけれども、あるいは反対であらうけれども、一度法律で通つた以上は、それに従わなければならぬはずですよ。どろぼうが、おれはどろぼうを取り締まるやうな法律には反対だといつても、できた法律には従わなければならぬ。これは大蔵省も認めておる法律なんですよ。だから、あなたに反対か、賛成か聞いておるのです。あなたは賛成だ、こゝ言われ七年から実施されておる法律に対して、今さら不服を言うのはおかしいですよ。將來こういう法律がない方がよろしいといふ意見なら別ですよ。政治家なら別です。あなたは行政官です。行政官は憲法に基いて、あるいは服務規律に基いても法律に従つて行政を行わなければならぬ義務が負わされておる。これに反対だなんていふ意見はとんでもないことです。これは大蔵大臣に所見を聞かなければならぬ。主計局の次長が法律に反対だなんていふことになりますと大へんなことですよ。

よ。反対だからこれから延長には反対だという意味ならば別問題です。いや賛成だ、しかし過去にできたのには反対だ、これは矛盾もはなはだしい。反対だからこんなものは延長されないことがよろしいというのなら話はわかりません。やむなく賛成したけれども、これは廃止した方がよろしい、これなら一つの意見です。成立しておる法律、従わなければならない法律に対して反対だ、いや延長は賛成だ、そんな矛盾したことがありますか、あなたみずから矛盾を感じませんか。

○原政府委員 成立いたしました法律に従うのはもちろんであります。ただいま延長法及び基本の臨時措置法に分けて意見をお聞きになりましたので、百パーセント賛成ではないと申し上げたのは、何も法律に従わぬというような意味じゃなくて、できた法律には従います。ただ意見があるかという御質問と申して、それは前回いたしました意見はやはり持っております。ただ延長されず場合に、最初に基本法を御提案になったときの意見はあるけれども、それをまた申し上げて、ここで延長をいかにぬくのもいかにかかと思つて、それは意見を持ちながら延長には賛成申すということなのでございますから、一つあしからず。

○川俣委員 私の聞いておるのは延長についての意見を聞いたので、できた法律についての意見なんか聞いておりません。延長についてはどうかと意見を聞いておる。これは賛成だ、こういうことでしよう。延長についてはいろいろ前に不服があったからこのままで困る、修正されて、あるいは改正して

再提出を願いたいというのなら、これは別問題です。これはあなたの見解は見解としてお聞きしてもよろしいです。そういう意味で聞いたところが、それは延長は賛成だ。そこで基本法についてはもちろん賛成でなければならぬはずだと思つてお聞きした。延長に無条件に賛成だからには基本法はそのままおそろくお認めになつておるのであらうと思つて確かめただけです。どうもあなたは、とかくこれについて不服だからなるべく予算をつけないのではないかとこの疑惑があるから、念のためにお聞きしただけのことです。もう一度御答弁願いたい。

○原政府委員 先ほど延長に賛成か、それとあわせて臨時措置法にも賛成かという御質問であつたように思つておりましたので、ただいまその両者について考えを申し上げたわけなのであります。

○川俣委員 そこでこの法律を忠実に守られるならば、すみやかに総合的に整備しなければならぬと思つておる。これは法律用語として異例な言葉を使つておる。このすみやかにということについて、あなた方は制限を受ける意思があるのかどうか、受けないでもいいと思つておるか。

○原政府委員 もちろん成立いたしました法律には忠実にやらなければいけないと思つております。

○川俣委員 すみやかにというからには制約がある、こう見てよろしいのではないか。そうじゃないですか。

○原政府委員 もちろんでございます。

○川俣委員 そういたしますと、五年

の期限付立法でありましたから、すみやかにという、大体五年間で完了するという計画が達成できなければならぬと思つたはずだと思つたからには、期限を五年で終らせたいというのが法律の趣旨であつたと理解していませんかどうか。

○原政府委員 五年間という期間ではつきりや切るといふ自信は、実は持つておらなかつたのであります。努力はいたしたつもりでおります。その辺は先ほど一条につきまして申しましたことなるわけでございますが、他との調整もあるわけで、六条の三項に「毎年度、国の財政の許す範囲内において」というような規定も入れた以上、もちろんそれを表に立てて、できないから何もやらないというふうな気持ちではございません。農林省も私もできるだけの努力はいたしたつもりでございますが、全体の財政の間の需

要等を考へて、可能な限りしかできなかったということでございます。

○川俣委員 それは弁解にならないです。少くともすみやかに総合的にという法律の制約を受けて、行政官がその予算の裏づけをなさなければならぬ。国会で予算が削減されたということになると、主計局の責任ではないことなるのでありましようが、少くとも行政官はこの法律を認めざるを得ない立場にある以上は、この法律に従つて忠実にやらなければならないと思つたところが特に経営改善事業なんというものは、長期計画事業費の九億九千三百万円に對して、実績がわずかに四年間で六百万円もでき上つていない。九億九千万円に對して、四年間で六百万円、

これだけの実績しか上つていないで、すみやかに総合的に行わねばならぬと規定された法律に對して、いかに予算の範囲内といへども、忠実にあつたかといへない。予算に忠実にあつたかもしれないけれども、法律に忠実にあつたかといへない。五年間の計画、しかも九億九千三百万円に對して六百万円しかでき上つていないといふことは、少くとも忠実にあつたかといふふうな一般の農民は考えますけれども、この考えは無理なんでしょうか。この点を御尋ねしたい。

○原政府委員 ごもつともなお考えだと思つたが、何分非常に財政要求がございまして、われわれの努力の足りない点は、そういう点もあるといふことでごかんべん願いたいと思つた。

○川俣委員 次に時間を節約してお尋ねいたしますが、第六條に「農林大臣は、前條の農業振興計画を参しやくし、前項の規定により農業振興計画を定めたときは、これを当該都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならぬ」といふことになつております。また六條の三項には、「政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、」——ここです、初めて国の財政が出てきておるの

は——「範囲内において、第一項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬ」となつておる。これは予算上に計上しておりますか。この計画の中に入れておりますか。この法律の趣旨によりまして、少くともこれは項なり目を立ててやらなければならないという理解に立つておると思つた。

○原政府委員 その点は先日申しましたように、土地改良を例にとりまして、土地改良全般の事業費を對象地域によつて分けて計上するか、あるいは一括して計上して、その年その年あるいはその時その時の時期に応じてやりくりして参るか、これは財政の技術として非常に問題であり、いろいろ議論の分れるところでございます。おっしゃるような御意見もあると思つた。と同時にあまりに仕切りを多くいたしますと、その間に融通性というか、弾力性がなくなつて總体の効率を落とすというふうなこともあります。ただいまのところあつた方の観点から申して、總体の中で実行上やられて参る。もちろんその金額は予算の中に含めて計上してあつて、そうして予算の際にも急傾斜地帯にはどれだけということももちろんきめておるのでございますが、実行上やりくりができるような形で計上しておるといふふうな御了解願いたいと思つた。

○川俣委員 やりくりができるようにしてあるということ——そういうふうな予算の組み方も私はないとは言わ

ない、あると思うのです。ところが法律があつて予算を組む場合と、なくて組む場合と、おのずから違わなければならぬ性質のものだと思ふ。わざわざ第六条の四項に至つては「政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通又はそのあつ旋につき計画を定め、その要旨を公表しなければならぬ」といふ義務を負つておるのである。融通性のあるものではないが、この法律によつて公表しなければならぬ義務を負つておるならば、これは明らかに款を立ててする、これがこの法律のねらいでなければならぬと思ふ。この法律の解釈でなければならぬと思ふ。きょう法制局の見解は、この法律を解釈するに、はかばかしくすべきだといふ見解です。時間がないから、ここに法制局長官を呼びませぬ。また衆議院の法制局にも同様尋ねてみました。法律の解釈はかあるべきだといふ見解です。やるかやらないかは別です。公表しなければならぬといふことは、一つの款項目を立てなければならぬ、それをねらつておるものであるといふことだけは明らかであります。法律の表面解釈は、法律の文字通りの解釈は、その通りだといふ見解であります。その通りだといふ見解は法律を忠実に履行しなければならぬとお認めになつたのはおかしきやないですか。忠実にやるべきではないですか。六条の四項には「必要な資金の融通又はそのあつ旋につき計画を定め、その要旨を公表しなければならぬ」と、単に予算に必要な資金の融通その他あつ

せんについてまでも公表しなければならぬといふことになっている。その前の三項には「国の財政の許す範囲内において、第一項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬ。なぜそれをやらぬのか。財政状況から見るとどういふ組み合わせか。財政状況から見るとどういふ組み合わせか。法律があるんだから、なぜこれに對して忠実な組み方をしないかとお尋ねしておる、どういふ理由か。

○原政府委員 第六條第二項及び第四項についての公表は、政府としていたしておるわけでありませぬ。それで、第三項の予算計上については、公表といひますかそれがはつきり書いてないようでございますが、三項の読み方として、ただいまの計上の仕方がいかぬのだとまではおっしゃり切らないでよろしいのではなからうかと思ふのであります。最近において法制局の見解を聞いておられますので、なおよく聞いてみたいと思ひますが、三項の規定からいいますれば、ただいまの計上の仕方では御了承願ひするのじやなからうかといふふうにお尋ねしております。

○川俣委員 あまりくどくは言ひませぬが、三項、四項、またこの法律全体から見て、すべて計画は公表しなければならぬといふ趣旨をとつておるものでありませぬ。従つて三項以外のいわゆる必要な資金の融通またはそのあつせんについてまで計画を公表しなければならぬといふふうには、さらにくだいて公表を迫つておるものでありませぬ。この趣旨からいって、私は款項を立てるのが法律に對する忠実な考え方だ、予算編成の方針としては別でありませぬが、本法の予算の立て方としては

こうあるべきではないか、そういう制約を受けておるのじやないかという解釈を持つておるのでございませぬ。これは議員立法といふことで、原さんは不服があるといつたような、ほんとうはどこかに予算をほかの方よりも削減していこうといふ腹があるのじやないか。あつたら、これは期間を延長しても無意味なんです。また、延長しても予算がつかないとなると、延長は全く無意味になる。あなたがいなければこれは採決できないといふのは、そこにあるのです。ほんとうの腹は、こんなものでござつてあまり制約を受けないのだから、通るなら通つたつていいといふのであるならば、私どもはよほど考えなければならぬと思ふ。私はできた限りにおいては、忠実に守らせなければならぬ、いかげんにすべきじやないといふ見解なんです。その点もう一度承わりたい。

○原政府委員 できました法律をいひかげんにするといふような気持は、毛頭ございませぬ。また議員立法であるから特に普通よりも罰則というふうな氣にせよといふことはありませぬ。やは全然そういうことはありませぬ。やばり国民の要望をこういふ法律に集結されるわけでありませぬから、われわれもできる限りそれについて参るつもりでやつておるのであります。何分各般の財政需要が非常に込込んでおるために、やはり入ることに入つておると思ひますが、しかしその入り方がおっしゃるほど十分ではないといふことでございませぬ。大へん十分で恐縮であります。決して逆の方向にするなどといふことは考えておりませぬか

ら、一つ御了承願ひしたいと思います。

○川俣委員 先ほど申し上げたように、急傾斜地帯といふものは、最も恵まれない農業をやつておるのであります。だからこの農業は一つの社会的政策的な農業なんです。しかも一般の社会学者に言わせると、日本の農村のうちで、一番健全な国民生活をいたして、おるの、この山間僻地だと言われておる、また最も勤勞意欲の旺盛な者が山間僻地に今なお残つておる、こう言われておる。こうした条件が恵まれない所において過剩労働をいたして、なお日本の国土を守りつたのです。ほんとうに日本の国土を守つておる者は自衛隊でなくて、むしろこうした山間僻地に祖先伝来の土地を守つておる者が、日本の国土をほんとうに守つておる勇士であるといふ感慨さえわいてくる。ほんとうに恵まれない条件、あらゆる条件が悪い場所、あんなところにおられるものではないのかかわらず、なおしし營々として農業をやつておる者に對する一つの社会的政策的な施策であると思ふ。私はずいぶん意味において賛成なんです。普通の農業政策から見れば、こんな採算の合わないところははない……。

○村松委員長 川俣君に御注意申し上げますが、重複を避けて、問題を法案に限定して下さい。

○川俣委員 もうすぐ結論に入ります。そういう点から、特にこの法案が必要だと認められる限りにおいては、あなたが賛成されるならば、従来のような予算の裏づけだけではこの法律に對して忠実にやるべきではないことにならぬ。

だからもしつけないならば、今から反對されておつた方がいいのではないか。あなたが賛成だと言われるからには、この恵まれない地帯における社会的政策的なものとして取り上げられるという観点で、予算の裏づけをなさなければならぬであらうといふことを申し上げて、あなたの見解を聞いて、あなたに對する質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○原政府委員 たびたび申し上げますように、御要望におこたえいたしたといふつもりでやつております。現に三十一年度も、先般ちよつと申し上げましたように、わずかではありますが一割あまり増加させておるといふことで、御要望はほかに多いので、大へん恐縮であります。できる限り御要望に沿うような方向にお努力をいたすつもりでございます。

○川俣委員 大蔵省に對する質問はそれだけにいたしました。自治庁に對してお伺ひいたしたい。

この振興計画は町村長の定める農業振興計画、都道府県知事の定める農業振興計画並びに農林大臣の定める農業振興計画がございませぬが、いずれも審議会の意見を聞いて、そして振興計画を立てることになっておる。そしてその実施はあなたの所管の自治体なんです。そこで自治体以外の有力な農業団体から意見が出た場合は、どういふふうにして採用させることが妥当だといふふうにお考えになりますか、または採用すべきだとお考えになりますか。またどうこの法律を解釈しておられますか、この点をお伺ひいたしたい。

○後藤政府委員 私には財政部長でございまして、地方団体の負担関係を中心として、つまり財政的に見まして計画の内容、計画の実施の手続、それから計画の策定等につきましては、実は私も別にこれにタッチしてはいないのでありまして、農林省が直接ないしは地方の機関を通じていろいろ御指導になりまして、そのでき上ったものの財政的な負担関係をどうするか、それに対して一般財源をどういうふうに向けるか、交付税の計算のときにどうするか、こういうふうなことだけを私もやっておりまして、もちろん起債の問題も含んで参りますが、そういう計画をめぐるところの問題につきましてはわれわれ直接タッチいたしておりません。

○川俣委員 それでは非常に無責任です。これは町村制の中心課題です。従ってこれから生ずる財政計画も出て参りましょうし、町全体の計画もこれによっていろんな影響を受けることは事実なんです。農業計画というから農林省と、こう言いますけれども、町村、ことに日本の町村はほとんど農村を持っていて、五千万町村のうちで農村に属するのはおそらく九〇%あるでしょう。その振興計画を立てることによって、その内容は是非は別にして、結局これは町村財政に影響して参ることでしょう。従ってあなたにこれに無関心だということだったが、何のために財政計画を——財政計画を見てみると、無条件で受け入れられる、あるいは起債の問題になつてくる。これは無関心であるというようないことにならないでしょう。町村長の立てる農業計画は、あらゆる町村における計画のうちの中心課題です。従って

無関心だなどということは、あなた、どういふところから出てくるのか。○後藤政府委員 無関心とは言わなかったものであります。実は私も計画自体の財政的影響のある面について、起債なり交付税なり税制なりそういう面でタッチしておりますので、計画自体にはタッチしていません、こういうことを申し上げたのであります。

○川俣委員 今の町村財政から見ると、こういう計画を立てる能力がないというふうにお考えになっておられますか、能力があるというふうにお考えになっておられますか。○後藤政府委員 経費の使い方の問題、財源の配分の問題でありまして、私は必ずしもできないというふうには考えておりません。ただ問題は、その補助事業だけをお考えになっておられるかどうかかわかりませんが、私は単独事業と補助事業と二つ形があると思えます。単独事業の能力は現在財政的に考えましてそうあるとは思っておりませんが、補助事業がやれないということはないと私は考えております。

○川俣委員 この計画自体はできると思う。実施の面においてあなたのような憂慮が出てくると考えられるのです。このくらいな計画が、町村ができないというふうには私は考えない。あなたもお考えにならないと思う。おそらく実施の面で可能か不可能かあなたが議論になっていると思う。そこで問題は、実施じゃなくて実施計画です。実施計画を町村及び府県でどうやっていふのです。そのほかに、もしも農業団体からいろいろな意見が出た場合に、おいては、その意見をどう受け入れる

ことが妥当だというふうに自治庁はお考えになっておられますか。○後藤政府委員 私どものところは、市町村のやるべきの事業を中心として考えております。農業団体が直接やり出す事業についてはわれわれは一応タッチしないことになっております。農業団体がやり出す事業のうちで、市町村から負担金とか補助金とかいうふうな格好で出て参るものがございまして、それは寄付、負担金の問題として総合的に財政需要額の一定率以上出していけない、こういう意味で関与しておるのであります。個々の問題には関与しておりません。

○村松委員長 川俣君、一つ問題を近寄せて下さい。○川俣委員 そうすると、あなたの方はこの法律で自治体を中心に計画させ、自治体の運営をはかっている、こういう考え方でいいか。これには賛成なんですか。○後藤政府委員 この法律自体にはもちろん賛成でありますし、延長されるということは特殊の事情があると私も考えておりますので、もちろん賛成であります。

○川俣委員 そうしますと、他に農業団体ができて、同じような計画ができた場合に、競合するような場合には、あなたはどのような見解をおとりになされますか。○後藤政府委員 一つの団体の中で、農業団体と地方団体との間で調整すべき問題と考えております。

○川俣委員 これは調整するのですか。民間団体と地方団体との調整というものはあるのですか。自治団体と自治団体との間の調整ということはある

るかもしれません。民間団体です。民間団体の意見は尊重するとか何とか、こういうことは別問題です。調整するといふのはどういふふうな考え方で

○後藤政府委員 市町村の農業関係の補助事業というものは、多くの場合に団体の方の補助の形をとって流れております。しかし同じようなことを市町村でやる場合もございまして、その場合に、団体を中心としてやるか、市町村の財政の中でやるかという問題はあるのであります。その場合には市町村とその団体との間で調整をして、いづれか主体になってやるように私も指導いたしているのであります。

○川俣委員 私はこの際自治庁にお尋ねしておきたいのだが、民間団体が総合計画を立て、また自治団体も総合計画を立てる。一方は公聴会を開いて義務を負わせる。また議決を要しなければならぬ。振興計画を農林大臣にこれを要請しなければならぬ。いろいろな義務を負っている……○村松委員長 川俣君、期間延長とはだいぶん離れているようですが、その点を率直に一つおやりを願いたいと思っております。時間も経過いたします。

○川俣委員 そこでこのままこの期間を延長するということになりますと、新しく農業団体が出てきて、同じような計画をするのと衝突するのです。衝突することが目の前に来ている。そこであなたは延長に賛成だということになりますと、原さんも賛成だということになってくるのだし、提案者も賛成だとして提案されたんだが、そこで新しく競合するようなものが出てくる。すれば、それは待った方がいいとお考

えになるのか、あるいはこれはこれとして認めて、これと背馳的なものは反対だという御意見なのか、その点をお尋ねしておく。

○後藤政府委員 たとえば地方団体、市町村の方の系統へ流れておりました補助金が農業団体の方に流れる、こういう場合があり、逆な場合もございまして、その場合にどちらでやるかということはやはり市町村の中の問題でありますから、これは地方団体と農業団体の間で話し合いをしてきめるべきだということをお先ほどから申し上げておるわけであります。従ってどちらでやっても私どもはいいのじゃないかと思

○川俣委員 そのときに予算がこちらからこちらへ回るといふことになるかどうか。今までつけられたその予算が減らされて別の方の予算になる。これは協議とかあれとかいふ問題ではありせんよ。今まで持っている権限が縮小されるわけですよ。計画が立つても予算の裏づけがないということになる。今までいふん計画を立てられた。自治体の経費としては過分の経費をかけて計画を立てたが、今度は予算は別の方にもっていくというふうなことになる。今なら、あなたは何かおっしゃいますか。

○後藤政府委員 市町村の方の系統へ流れておりました補助金が農業団体の方に流れる、こういう場合があり、逆な場合もございまして、その場合にどちらでやるかということはやはり市町村の中の問題でありますから、これは地方団体と農業団体の間で話し合いをしてきめるべきだということをお先ほどから申し上げておるわけであります。従ってどちらでやっても私どもはいいのじゃないかと思

○川俣委員 これは調整するのですか。民間団体と地方団体との調整というものはあるのですか。自治団体と自治団体との間の調整ということはある

るかもしれません。民間団体です。民間団体の意見は尊重するとか何とか、こういうことは別問題です。調整するといふのはどういふふうな考え方で

○後藤政府委員 市町村の農業関係の補助事業というものは、多くの場合に団体の方の補助の形をとって流れております。しかし同じようなことを市町村でやる場合もございまして、その場合に、団体を中心としてやるか、市町村の財政の中でやるかという問題はあるのであります。その場合には市町村とその団体との間で調整をして、いづれか主体になってやるように私も指導いたしているのであります。

○川俣委員 私はこの際自治庁にお尋ねしておきたいのだが、民間団体が総合計画を立て、また自治団体も総合計画を立てる。一方は公聴会を開いて義務を負わせる。また議決を要しなければならぬ。振興計画を農林大臣にこれを要請しなければならぬ。いろいろな義務を負っている……○村松委員長 川俣君、期間延長とはだいぶん離れているようですが、その点を率直に一つおやりを願いたいと思

○川俣委員 そこでこのままこの期間を延長するということになりますと、新しく農業団体が出てきて、同じような計画をするのと衝突するのです。衝突することが目の前に来ている。そこであなたは延長に賛成だということになりますと、原さんも賛成だということになってくるのだし、提案者も賛成だとして提案されたんだが、そこで新しく競合するようなものが出てくる。すれば、それは待った方がいいとお考

えになるのか、あるいはこれはこれとして認めて、これと背馳的なものは反対だという御意見なのか、その点をお尋ねしておく。

○後藤政府委員 たとえば地方団体、市町村の方の系統へ流れておりました補助金が農業団体の方に流れる、こういう場合があり、逆な場合もございまして、その場合にどちらでやるかということはやはり市町村の中の問題でありますから、これは地方団体と農業団体の間で話し合いをしてきめるべきだということをお先ほどから申し上げておるわけであります。従ってどちらでやっても私どもはいいのじゃないかと思

ますが、ただ補助事業でございますればやはり負担関係がはつきりして参る。そのはつきりしたものは当然に上級官庁からの指導によってやらなければならぬということでありまして、二つに流れないで一本に流していくのがほんとうの姿ではないかと思うのであります。しかし実際問題として二つ流れて参りますれば、両方でやるということになると思う。その場合にはやはり重複しないようにやらざるを得ない。経費の効率を上げる意味で、両方相談してやりなさい、こう言わざるを得ないと思ひます。

○村松委員長 予定時間が経過しますから、もう一問だけに願ひます。

○川俣委員 もう一点、提案者にお尋ねいたしますが、せっかく提案者が熱意を持ってこの法律案の延長を期待されて提案されておるので、今までの実績を見ますと、特に経営改善事業の方は成績が上つていないのです。これではただ延長いたしましたも、提案者が無責任であるというそしりを受けるおそれがあると思うのですが、提案者は新たな心構えでもって、おそらく与、野党で提案されたからには与党の人々の協力も得るでありましょうし、もし得られなかつた場合には重大な決意を持ってこの法律案の裏づけをなす用意があるかどうか、この点をお尋ねします。

○井谷委員 ただいまお話のように、この法律案は与野党一緒にやりました共同提案であります。農林委員は全部御賛成であるし、関係二十一県の方はこれまた全部御賛成でありますし、二十一県以外の人も賛成していただいているのです。予算の面等におい

てはずいぶん遺憾な点がありますが、これはこれからお互いに御協力を願つて、この延長の意味が完全になし遂げられるように努力いたしたいと思ひます。

○村松委員長 ほかに御質疑はございませんか。——御質疑がなければ、本案は予算を伴う法律案でありますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に意見を述べる機会を与えます。

○大石(武)政府委員 この法案の延長につきましては賛成であります。目下閣議の了解を得るように入手続中でございます。

○村松委員長 ただいまの御意見に対し、御発言はございませんか。——なければ討論に入りますが、討論の通告もございませんので、これを省略して、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

〔総員起立〕
○村松委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十三分散会

〔参照〕
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(綱島正興君外四十名提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月十六日印刷

昭和三十一年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局